

随意契約の理由書一覧 令和8年5月分

契約日	件名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
5月12日 (◎)	大田区立赤松小学校校舎(棟番号①-1ほか)取壊し及び外構整備その他工事	298,650,000	東急・河津建設工事共同企業体	令和9年4月30日	2号
5月22日	本庁舎可動式防煙垂れ壁改修工事	20,509,500	大田建設業協同組合	令和8年9月30日	2号
5月27日	大田区役所本庁舎空調設備改修その他工事	215,600,000	大田空調衛生協同組合	令和9年3月15日	2号
5月27日	大田区役所本庁舎中央エレベーターリニューアル工事	1,005,400,000	東芝エレベーター株式会社 東京支社	令和11年3月15日	2号
5月27日	(仮称)羽田空港公園整備工事	1,320,000,000	株式会社かたばみ	令和10年3月31日	2号
4月24日	大田区休養村とうぶ中央監視装置改修工事	44,440,000	鹿島建物総合管理株式会社	令和9年3月12日	2号
5月25日	本庁舎3階吹抜部空調機取付工事	4,090,350	昭和設備株式会社	令和8年8月31日	5号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

◎の案件については大田区議会の議決に付すべき契約、財産または公の施設に関する条例第二条により仮契約とし、区議会の同意を得たときに本契約が成立するものとする。